

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市 個人情報の保護に関する条例の一部改正の概要

1 改正内容

(1) 日本郵政公社法の廃止に伴う文言の整理

平成 19 年 10 月 1 日に予定されている日本郵政公社法の廃止に伴い、日本郵政公社の役員及び職員が公務員等の身分を失うため、条例中、「公務員等」に関する規定から「日本郵政公社」の役員及び職員に関する部分を削除します。

【該当条文】

- ・横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第 7 条第 2 項第 2 号ウ
- ・横浜市個人情報の保護に関する条例 第 22 条第 3 号ウ

(2) 実施機関の職員の定義の明確化

ア 実施機関の職員には、市が設立した地方独立行政法人の役員が含まれることを明確にするため、「実施機関の職員」の次に「(市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)」を加えます。

【該当条文】

- ・横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第 2 条第 2 項
- ・横浜市個人情報の保護に関する条例 第 2 条第 3 項

イ 条例上「実施機関の職員」と「職員」という文言が混在しますが、「実施機関の職員」の意味で用いられている文言をすべて「実施機関の職員」に改めることにより、統一化を図ります。

【該当条文】

- ・横浜市個人情報の保護に関する条例 第 18 条第 2 項第 2 号及び第 7 号、第 67 条

2 施行予定日

平成 19 年 10 月 1 日

【理由】日本郵政公社法の廃止の日にあわせるため。